

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 9 月 16 日 (火) 第3043号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 - 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 - 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
 - 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 2
 - 内之浦地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧 (漁港漁場課取扱い) 3
 - 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 3
- ### 公 告
- 平成26年度准看護師試験公告 (保健医療福祉課取扱い) 3
 - 大規模小売店舗の届出の取下げに関する公告 (商工政策課取扱い) 4
 - 平成26年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告 (畜産課取扱い) 4
- ### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 5
- ### 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第920号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年 9 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8376	平成26年 9月8日	映 画	淫乱OL 思っきり抱いて	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8377			老人と美人ヘルパー スケベな介護	新日本映像		
8378			喪服未亡人 四十九日の情事	オーピー映画		
8379			痴漢未亡人下宿 その指がとまらない	新東宝映画		
8380			家庭教師の濃厚口技 教え上手に	新日本映像		
8381			淫ドリーム まどろむ白衣	オーピー映画		
8382			母と娘 濡れまくら	新東宝映画		
8383			近所のエロ妻 下品な性欲	新日本映像		
8384			愛人OL えぐり折檻	オーピー映画		
8385			若妻 巨乳でご奉仕	新東宝映画		
8386			とろける新妻 絶倫義父の下半身	新東宝映画		
8387			乱れ若妻 いやらしい指	オーピー映画		

鹿児島県告示第921号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年 9 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24981	平成26年 9 月 8 日	雑 誌	p e t i t R o s e vol.10 18328-10	秋 水 社	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
24982			恋 愛 白 書 パ ス テ ル 10 月 号 19625-10	宙 出 版		
24983			恋 愛 天 国 パ ラ ダ イ ス 10 月 号 09675-10	竹 書 房		
24984			d r a p 10 月 号 16695-10	コ ア マ ガ ジ ン		
24985			月 刊 ビ タ マ ン 10 月 号 07653-10	竹 書 房		
24986			漫 画 ロ ー レ ン ス 10 月 号 18387-10	綜 合 図 書		

鹿児島県告示第922号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 9 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市西佐多町2926番1, 2926番3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第923号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 9 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
米盛病院	鹿児島市与次郎一丁目7番1号

- 2 認定の有効期限
平成29年 8 月 27 日

鹿児島県告示第924号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により内之浦地区特定漁港漁場整備事業計画（平成19年 9 月 11 日鹿児島県公報第2324号登載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

平成26年 9 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧期間

平成26年 9 月 17 日から同年10月 6 日まで

2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課並びに肝付町役場内之浦総合支所林務水産課

鹿児島県告示第925号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東串良町雪山土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 9 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 有村 淳一 肝属郡東串良町川東760番地
理事 有留 光徳 肝属郡東串良町川東1206番地
理事 寺園 巧 肝属郡東串良町川東291番地 1
理事 河野 輝雄 肝属郡東串良町川東903番地 2
理事 城元 雄二 肝属郡東串良町川東4628番地 2
監事 岡元 秀文 肝属郡東串良町川東4336番地 2
監事 外西 茂 肝属郡東串良町川東1543番地 1
(任期 平成26年 7 月 30 日から平成30年 7 月 29 日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 柚木 康男 肝属郡東串良町川東1204番地
理事 川路 重則 肝属郡東串良町川東983番地 1
理事 岡元 秀文 肝属郡東串良町川東4336番地 2
理事 城元 雄二 肝属郡東串良町川東4628番地 2
理事 境 正明 肝属郡東串良町川東1407番地
監事 外西 茂 肝属郡東串良町川東1543番地 1
監事 有村 淳一 肝属郡東串良町川東760番地

公 告

平成26年度准看護師試験公告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成26年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成26年 9 月 16 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の日時

平成27年 2 月 20 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

2 試験の実施場所

(1) 鹿児島会場

ア 鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）

イ ホテルウェルビューかごしま（鹿児島市与次郎二丁目 4 番25号）

ウ 鹿児島県看護研修会館 (鹿児島市鴨池新町21番5号)

エ 鹿児島県社会福祉センター (鹿児島市鴨池新町1番7号)

(2) 大島会場

鹿児島県大島支庁 (奄美市名瀬永田町17番3号)

3 受験願書等の受付期間

平成27年1月5日(月)から同月13日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成27年1月13日の消印のあるものまで受け付ける。

4 受験願書の用紙の請求及び試験についての照会先

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2736

.....

大規模小売店舗の届出の取下げに関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出のあった大規模小売店舗について、次のとおり当該届出の取下げがあった。

平成26年9月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 取下日

平成26年8月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)鹿屋笠之原複合店舗

鹿屋市笠之原2108番地 外4筆

3 取り下げられた法第5条第1項の規定による届出の公告

大規模小売店舗の新設に関する公告(平成26年7月8日鹿児島県公報第3023号登載)

.....

平成26年度家畜体内受精卵移植講習会開催公告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年9月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開催期日

平成26年10月21日(火)から同年11月13日(木)までの日(県の休日を除く。)

2 開催場所

鹿児島県肉用牛改良研究所(曾於市大隅町月野2200番地)

3 講習会の定員

8人

4 講習会に係る家畜の種類

牛

5 講習会の対象者

牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜体内受精卵移植業務に従事しようとするもの

6 受講及び修業試験の免除

学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関(以下「大学等」という。)において家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第23条第2項各号に掲げる科目のうち体内受精卵移植概論又は受精卵の生理及び形態を修めた者に対しては、その修めた科目(以下「受講等免除科目」という。)についての講習会の受講及び修業試験を免除する。

7 受講手続

(1) 提出書類等

ア 家畜体内受精卵移植講習会受講願書

イ 履歴書

ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

エ 牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格証明書又は家畜人工授精師免許証の写し

オ 6に該当する者にあつては、家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面

(2) 提出書類等の提出先

受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

(3) 提出書類等の受付期間

平成26年9月17日（水）から同月24日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成26年9月24日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付

家畜体内受精卵移植講習会受講願書及び家畜体内受精卵移植講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。

なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受講手数料

34,200円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）

10 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

平成26年10月2日（木）午後2時から午後4時まで

(2) 試験の場所

鹿児島県庁（行政庁舎11階）11-農-2会議室

(3) 試験の内容

畜産についての筆記試験

(4) 試験の手数料

無料

(5) 試験の通知

試験を実施する場合は、平成26年9月26日（金）までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、平成26年10月6日（月）までにその旨を通知する。

11 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成26年6月13日鹿児島県選挙管理委員会告示第22号（直接請求の連署に必要な有権

者の数)は、廃止する。

平成26年 9 月 16 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,560	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	272,250	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	148,501
	鹿屋市・垂水市区	32,651
	枕崎市区	6,414
	阿久根市・出水郡区	9,368
	出水市区	14,838
	指宿市区	12,087
	西之表市・熊毛郡区	12,204
	薩摩川内市区	26,507
	日置市区	13,776
	曾於市区	11,036
	霧島市・姶良郡区	36,651
	いちき串木野市区	8,278
	南さつま市区	10,285
	志布志市・曾於郡区	13,005
	奄美市区	13,825
	南九州市区	10,652
伊佐市区	8,025	
姶良市区	20,504	
薩摩郡区	6,510	
肝属郡区	11,483	
大島郡区	17,572	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	272,250	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署		

に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第100号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年9月16日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRBRAVE10SLA	株式会社高尾	4P0548
ぱちんこ遊技機	CRBRAVE10SAB	株式会社高尾	4P0560
ぱちんこ遊技機	CR稲川淳二SLA	株式会社高尾	4P0586
ぱちんこ遊技機	CR稲川淳二SLB	株式会社高尾	4P0601
ぱちんこ遊技機	CR稲川淳二SAA	株式会社高尾	4P0622
ぱちんこ遊技機	CR稲川淳二SAB	株式会社高尾	4P0632
ぱちんこ遊技機	CR占星少女ななみSAA	株式会社高尾	4P0688
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこキン肉マンA1	京楽産業. 株式会社	4P0594
ぱちんこ遊技機	CR特命係長只野仁L-KE	株式会社EXCITE	4P0647
ぱちんこ遊技機	CR機動警察パトレイバーXLB	株式会社三洋物産	4P0763
回胴式遊技機	サラリーマン金太郎 出世回胴編XF	株式会社ロデオ	4S0784